

# まもろうネットニュース第32号

～登別市消費者被害防止ネットワークニュース～

発行日：令和6年10月25日

発行：登別市消費者被害防止ネットワーク

【事務局】登別市役所内：登別市消費生活センター（85-3491）

## ～登別市消費者被害防止ネットワーク定例会議を開催しました～

10月10日(木)に市民会館中ホールにおいて、64名の事業者・団体、民生委員・児童委員、町内会関係者のご参加のもと、今年で第8回となる定例会議を開催しました。

### 1. 令和5年度 登別市消費生活センター事業報告

令和5年度の相談件数は221件と、令和4年度の268件に比べると減少しております。その内訳としては、消費生活センターへの来所相談は52件、電話相談は169件となっており、架空請求や化粧品・健康食品に関する相談件数は減少したものの、インターネットなど、インターネット通信サービスに関する相談が増加しました。



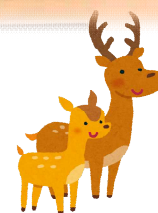
### 2. 消費者被害・見守り活動に関する講演

一般社団法人北海道消費者協会 非常勤講師の星 貴美子氏を講師としてお招きし、「くらしと契約に関する講演」と題し、高齢者の悪質商法被害の特徴や実際に受けた相談の事例、普段の見守り活動や気づきのポイントなどについて、講演をいただきました。

●講演の中で、地域包括支援センターと民生委員・児童委員の方々が連携し、高齢者の消費者トラブルを解決した事例などを紹介し、地域での「見守り」の重要性についてお話されました。

●皆様の普段の生活の中の「気づき」で防げる消費者被害があります。少しでも不審に思うことがあれば登別市消費生活センターにご連絡いただければと思います。

●当市のまもろうネットワークニュースは最新の消費者被害に関する情報を市公式ウェブサイトや町内会回覧にてお届けしておりますので、役立てていただけますと幸いです。



消費生活での対応や判断に不安、お困りの場合はお気軽にご相談下さい！契約・取引に関するトラブルのほか、製品事故、多重債務等を受け付けています。登別市役所内：登別市消費生活センター：☎85-3491

※裏面もお読みください

# その申込み、 定期購入では ありませんか？

## 最終確認画面 チェックリスト

- 定期購入が条件になっていませんか？
- 継続期間や購入回数が決まっていますか？
- 支払い総額はいくらですか？
- 解約の際の連絡手段を確認しましたか？
- 「解約・返品できるか」「解約・返品できる場合の条件」など、返品特約や解約条件を確認しましたか？
- お届け予定日や利用規約の内容を確認しましたか？

- ☆申込み前に「最終確認画面」をスクロールして、最後まで確認しましょう。
- ☆注文直後に表示された「割引クーポン」等の利用時にも再度確認しましょう。
- ☆最終確認画面はスクリーンショットで保存しましょう。



最終画面を確認して!!

©Kurosaki Gen

## ひとこと助言

画面を  
スクリーンショット!



見守るくん

- 低価格を強調する広告を見て、1回だけでもしくは単品のつもりで注文したら「定期購入」だったという相談が多く寄せられています。特にインターネット通販では、申込み前に必ず最終画面で上記を確認しましょう。
- 特定商取引法では、サイトの最終確認画面で、価格や申込みの解除等の重要事項を簡単に確認できる表示を義務付けています。これがなされていないか、誤認するような表示の場合等は、申込みを取り消せる場合があります。
- 不安に思ったら、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。